

商 工 会 報



いなぎ

発行所 稲城市商工会

稲城市東長沼 2112-1

稲城市地域振興 プラザ 2F

TEL 042(377)1696

FAX 042(377)3717

URL <https://www.inagi-sci.jp/>E-mail inagi-s@inagi.sci.jp

ご挨拶

稲城市商工会
会長 奈良部 義彦

盛夏の候、会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、第55回通常総代会を開催いたしましたところ、令和6年度活動報告及び令和7年度事業計画に対し、賛成多数をもって原案通り可決いたしました。

管内の小規模事業者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症など世界規模の感染症や、自然災害・気候変動・円安・サイバー攻撃などにより経営環境は激変しており、こうした事業の継続を困難にするような、想定を超えた事態に万全の態勢で備えることが急務であると考えます。商工会としては、商業・工業・建設業・青年部・女性部すべての会員の皆さまにBCP体制づくりにご協力をお願いいたします。大企業を中心に導入済のBCPはあらゆる企業や組織にとって重要な要素であり、特にリスクが高い業界や地域では必要不可欠な計画となります。

また災害時には商工会会員の皆様が備える事で、地域住民様様の大切な命や生活をお守り出来るよう努めてまいります。

また米国の相互関税による影響や原材料価格の高騰・人件費などの負担増加が長期化している傾向の中で、多くの中小・小規模事

業者は依然として厳しい経営状況を強いられているので、新たな商品やサービスの開発、生産性の向上による事業の変革に今まで以上に取り組んでいく必要があります。

本年度稲城市商工会では、経営者の高齢化や後継者不足に対処するため事業者に寄り添った支援体制の充実を図ると同時に「DX（デジタルトランスフォーメーション）」を経営資源が十分ではない中小・小規模企業に対し支援をしながら、業務の効率化をはじめ多様な働き方が可能になり、魅力あふれる企業に変革できるよう支援してまいります。

私は本年度も東京都商工会連合会の副会長を拝命致しました。引き続き中小・小規模企業の経営安定に向けて国や東京都にも様々な働きかけを行ってまいります。そのためには皆様のご意見・ご要望を遠慮なくお寄せ頂きますようお願い申し上げます。

結びにあたり、稲城市商工会では、安全安心で持続可能な地域社会に貢献する商工会を目指し、役員・職員一丸となつて諸事業に取り組んでまいりますので、大いに商工会をご活用頂きますようお願いいたします。ご挨拶に代えさせていただきます。

第55回通常総代会が開催されました

稲城市商工会第55回通常総代会が去る5月23日（金）午後3時より、稲城市地域振興プラザ4階会議室にて開催されました。当日は、当会理事の千葉龍之介氏（㈱リーフテック）が司会を務め、高橋渡副会長の開会の辞に続いて、奈良部義彦商工会会長から挨拶がありました。

続いて出席総代の中から草間貢氏（㈱ミクロ・テック）が議長に選出され議事を進行して頂き、全ての議案が原案通り可決承認されました。その後司会者の進行により、高橋勝浩市長をはじめ、ご来賓の方々からご祝辞をいただいた後、川辺一成副会長の閉会の辞にて総代会は終了しました。

当日の議事

- 第1号議案 令和6年度事業報告並びに一般会計収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認に関する件
- 第2号議案 令和6年度商工会館特別会計収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認に関する件（監査報告）
- 第3号議案 稲城市商工会定款の変更（案）に関する件
- 第4号議案 令和7年度事業計画（案）並びに一般会計収支予算書（案）決定に関する件
- 第5号議案 令和7年度商工会館特別会計収支予算書（案）決定に関する件
- 第6号議案 令和7年度借入金最高限度額並びに取引金融機関決定に関する件
- 第7号議案 役員・職員の退任に伴う選任に関する件

総代会が終了した後、議長を務め頂いた草間氏と奈良部会長のお二方に議事録のご確認を頂いた後、ご署名を頂き、第55回稲城市商工会通常総代会は全て終了いたしました。

令和6年度 主な事業報告

- 【地域総合振興事業】**
- (1) 健康診断・がん検診
 - (2) 地域認証ブランド創出事業（6品認証）
 - (3) 新規開拓推進事業
 - (4) 小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業
 - (5) 事業環境変化対応型支援事業
- 【商業振興事業】**
- (1) あぎない活性化事業
 - (2) 商店街視察研修事業
 - (3) 商業部会各事業
- 【工業振興事業】**
- (1) 産業大学講座事業（セミナー実施）
 - (2) ものづくり推進事業
 - (3) 新製品・ホームページ・動画・知的財産支援事業
 - (4) 工業部会各事業
- 【建設業振興事業】**
- (1) 建設業PR事業
 - (2) 建設業者講習会事業
 - (3) 建設部会各事業
- 【青年部】**
- (1) 講演会開催
 - (2) 部会報「梨のタネ」発行
- 【女性部】**
- (1) 講演会・講習会開催
 - (2) 定期的な清掃活動の実施
 - (3) 視察研修会（横浜税関）
- 【労務対策事業】**
- (1) 永年勤続優良従業員表彰
- 【商業活性化事業】**
- (1) 稲城なしのすけ商品券事業（紙）
- 【住宅改修等補助事業】**
- (1) 住宅改修等補助金事業
- 【市民まつり事業】**
- (1) 令和6年度Ⅰのまち
いなぎ市民まつり産業まつり
- 【経営改善普及事業】**
- (1) 経営指導員の指導実績
巡回指導 576回
窓口指導 233回
 - (2) 記帳継続指導
指導延回数 146回
 - (3) 金融の幹旋
マル融資金
幹旋件数 17件
幹旋総額 99,100千円
 - (4) 講習会等の開催
集団講習会 8回
個別講習会 4回
 - (5) 専門家派遣事業・中小企業活力向上事業
派遣・利用回数 20回
 - (6) ポスター・パンフレット等作成事業
経営歳時記ポスター、金融ガイド他配布

令和7年度 稲城市商工会事業計画

- 重点事業**
- ・コロナ禍後の中小・小規模事業者への支援
 - ・事業継承等支援
 - ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の周知・支援
 - ・商工会組織・財政強化
 - ・「行きます・聞きます・提案します」会員満足向上運動の実施
 - ・商業振興の推進
 - ・工業振興の推進
 - ・建設業振興の推進
 - ・国等の施策事業の推進
 - ・行政・東京都商工会連合会との連携強化と情報交換
 - ・観光のまち稲城の推進
 - ・会員向け福利厚生事業の充実
 - ・SDGs、カーボンニュートラル、DXの周知・支援
- 具体的事業**
- ・経営改善普及事業
 - ・商工業に関する相談及び指導講習会・講演会等の開催
 - ・経営及び技術に関する情報、資料の収集及び提供
 - ・商工関係法令及び各種制度の紹介並びに普及
 - ・創業支援事業
 - ・経営革新事業
 - ・中小企業活力向上プロジェクトアドバンープラス事業
 - ・小規模事業者持続化補助金事業
 - ・経営発達支援計画の策定
 - ・その他地区内の小規模事業者の実情に応じた事業
 - ・一般事業
 - ・総合振興事業
 - ・商業振興対策事業
 - ・工業振興対策事業
 - ・建設業振興対策事業
 - ・青年部振興対策事業
 - ・女性部振興対策事業
 - ・情報化対策事業
 - ・福利厚生対策事業
 - ・社会一般の福祉の増進に資する事業
 - ・市内中小企業振興対策事業
 - ・地域貢献活動
 - ・他

「9月商工会 個別経営相談会」のお知らせ

～物価高騰、賃上げ、デジタル化、資金繰り、事業計画策定、補助金・助成金申請など～

経営上の様々な問題で困っていることや、お悩みはありませんか？
中小企業診断士が相談に応じます。一人で悩まず、まずは相談してみませんか？

相談内容等については秘密厳守にて行います。どうぞお気軽に!!

と き 令和7年 9月 5日(金)午前10時～午後4時
9月17日(水)午前10時～午後4時
9月26日(金)午前10時～午後4時
9月30日(火)午前10時～午後4時

*10月以降も開催予定です。日程については決まり次第
ご案内いたします。

ところ 稲城市商工会 指導室
稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ2階

相談員 中小企業診断士 小田 明彦 氏(9月5日・26日)
中小企業診断士 阿川 雅俊 氏(9月17日・30日)

参加費 無料

申込み 事前申込制のため、商工会まで電話・FAXにてお申込みください。
(要:相談希望時間)

**相談
無料**



稲城市商工会(事業環境変化対応型支援事業)

TEL377-1696/FAX377-3717

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中 CHU **退** TAI **共** KYO
小企業 **退職金** **共済制度**

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



商工会の記帳継続指導を ご利用ください



稲城市商工会では、帳簿についてのお悩みに関するご相談を承っております。

◆帳簿のつけ方について

55万円の青色申告特別控除の適用*を受けるために必要な「正規の簿記」のつけ方など、記帳から決算・申告の仕方まで記帳全般に関するご指導をいたします。会計ソフト「弥生の青色申告」を使用した記帳についてもご相談を承ります。

※令和2年度より、基礎控除が48万円・青色申告特別控除が55万円に変更になりました。引き続き65万円の青色申告特別控除を受けるためには、e-tax(電子申告)又は電子帳簿保存を行う必要があります。電子申告を行うための記帳についてもご相談を承ります。

◆源泉徴収事務に関わるご相談について

事業主が従業員や専従者に給料を支払う際、源泉所得税の計算が伴います。その計算方法や納付書の書き方、また年末調整の仕方や給料支払報告書の書き方などについても、記帳継続指導の一環としてご指導いたします。

◆決算書の作成について

減価償却など期末に行う決算処理や、損益計算書・貸借対照表の作成方法をご指導いたします。

税の情報を得ないまま前年と同じ処理をしていると、税制改正などがあった場合に間違った処理をしてしまったり、節税が難しくなったりする場合があります。記帳について分からないことは、ぜひ商工会へお尋ねください。

債権回収
できない

元従業員との
雇用トラブル

立ち退きを
急に迫られた

会社を解散して
個人に事業縮小したい

売上減による資金繰り悪化で
返済が滞ってる

etc.



完全予約制 | 無料個別相談経営上のトラブルは早めにご相談ください!

ようこそ **経営安定特別相談室へ**

弁護士・中小企業診断士・税理士を中心とした
各分野の専門家が経営トラブルの相談に応じます。

早期に適切な手を打つことが重要です。

経営不振に陥った場合、無理に事業を続けることで事態はより深刻になり、傷口を広げてしまうこともあります。破産・倒産の不安を少しでも感じたら、まずはお気軽にご相談ください。秘密厳守を徹底しているので相談したことが取引先や金融機関に知られる心配はありません。

相談申し込み ■ 商工会・商工会議所へ(来会・電話)

▼ 対応検討 ■ 経営トラブルの内容把握と分析

▼ 助言・指導 ■ 債務者等関係者対応への助言
■ 円滑な整理方法の助言
■ 法的手続き等の指導・助言など

※相談費用は原則無料ですが、民事再生・自己破産などの法律手続きを弁護士に依頼するような場合は、相談者の負担となります。

東京都商工会連合会 経営安定特別相談室

稲城市商工会より融資制度のご案内です

稲城市商工会より、運転資金や設備資金に利用できる事業資金融資、についてご案内いたします。詳しくお話をお聞きになりたい方は、お気軽に商工会までご相談ください。

マル経融資【日本政策金融公庫 国民生活事業融資】

正式には小規模事業者経営改善資金といいます。

無担保・無保証人で、信用保証協会の保証も不要な事業融資です。

融資対象	・最近1年以上市内で事業を営み、原則として商工会の経営指導を6ヶ月以上受けており、商工会長の推薦を受けた方 ・所得税、法人税、事業税、都民税や市町村民税を原則としてすべて完納していること ・商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でないこと (常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること)
資金使途	運転資金・設備資金
限度額	2,000万円
返済期間	運転資金： 7年以内(据置期間：1年以内) 設備資金： 10年以内(据置期間：2年以内)
利 率	1.9% (令和7年8月1日現在) ※利率は変更になることがあります

ご利用にあたっては推薦依頼書・決算書等必要書類が多くあります。また商工会での審査会を経て商工会長の推薦を受ける必要があります。

一般貸付

保証人・担保については、ご相談者のご希望を伺いながらご相談させていただきます。

融資対象	個人・法人を問わず事業を営んでいる中小企業・小規模事業者のほとんどの方に ご利用いただけます。
融 資 額	4,800万円 特定設備の場合7,200万円
返済期間	運転資金 5年以内<特に必要な場合7年以内> (内据置期間1年位内) 設備資金 10年以内(内据置期間2年位内) 特定設備資金 20年以内(内据置期間2年位内)
利 率	基準利率2.80～4.30%(令和7年8月1日現在) ※利率は変更になることがあります

ご利用にあたっては推薦依頼書・決算書等必要書類があります。

ご融資を検討されている方は、詳細につき商工会へお問い合わせください。

事業を守るために今できること

～BCP(事業継続計画)で「もしも」に備える～

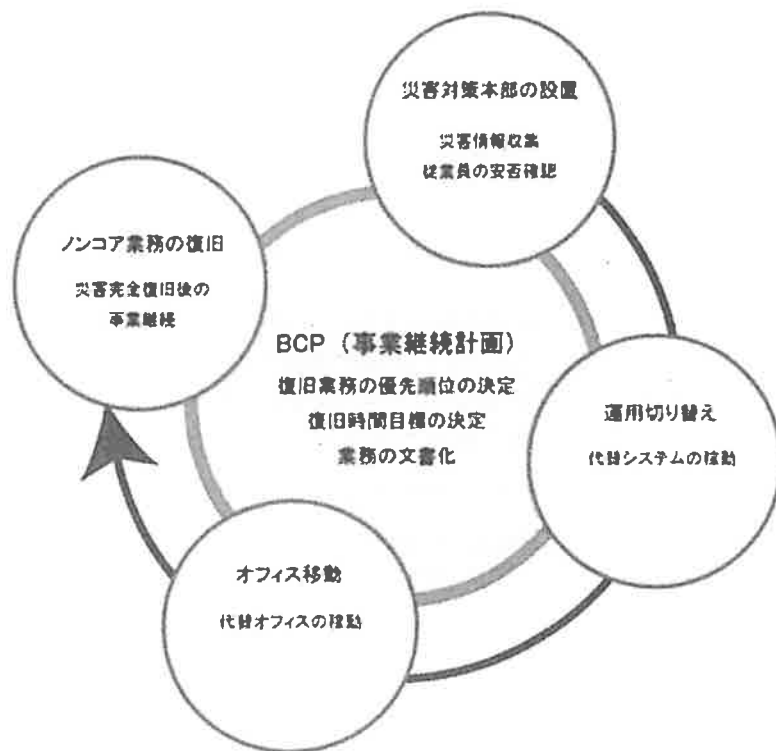
事業継続計画とは

(BCP: Business Continuity Plan)

事業継続計画とは、「災害時に重要業務が中断しない」または、「重要業務が中断したとしても目標時間内に再開する」ことで「取引の他社流出」、「シェアの低下」、「企業評価の低下」などへの防止対策です。

いかなる脅威の発生時でも事業活動を継続させる為に、事前に計画・準備し、継続的にメンテナンスを行う一連のプロセスとシステムを表す概念。

米国では、事業継続の考え方は一般的であったが、近年多発している自然災害の影響もあり、日本でも急速に普及しつつある。



BCPで策定する内容

BCPでは、従来の防災計画(災害情報収集・従業員の安否情報確認等)に加え、下記3点を策定する必要があります。

- ① 優先業務の特定
- ② 優先業務の復旧時間の設定
- ③ 代替手段の業務継続方法(業務の文書化)

▶ BCP(事業継続計画) | 東京都防災ホームページより一部抜粋

「まさか」が
「現実」になる時代

- 地震・台風・豪雨などの自然災害
- 火災・停電・システム障害
- 新型コロナウイルスの流行
- 取引先の倒産や物流の停止

これらは、どの業種にも起こり得るリスクです。

BCPを作る
メリット

- 顧客・取引先からの信頼向上
- 従業員の安心感と定着率アップ
- 事業の早期復旧で損失を最小限に

BCP策定については専門家派遣事業等がありますのでご活用下さい。まずは「できることから」始めましょう!尚、下記サイトにBCP関係の資料があります。ご参考下さい。

東京都産業労働局 BCP策定支援

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/bcp/>

下請法は親事業者の濫用行為を取り締まります。

下請法(下請代金支払遅延等防止法)は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。

支払期日を定める義務

親事業者は検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。支払期日を定めなかった場合などには次のように支払期日が法定されます。

- ・当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品を実際に受領した日
- ・当事者間で合意された取り決めがあっても、物品を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

遅延利息を支払う義務

親事業者が支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払いが行われる日までの期間、その日数に応じ下請事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は排除されます。

注意! 遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいというものではありません。

▶公正取引委員会 中小企業庁 ガイドブックより抜粋

他にも親事業者の義務や禁止行為があります。詳しくは上記ガイドブック等でご確認ください。

2025年4月1日から東京都カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。

- その1 何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはけません。(カスハラ禁止 第4条)
- その2 条例の適用に当たっては、顧客等の権利(正当なクレームなど)を不当に侵害しないように留意しなければなりません。(適用上の注意 第5条)
- その3 事業者はカスタマーハラスメントを防止するために、手引の作成等の必要な措置を行うよう努めなければなりません。(事業者による措置等 第14条)

カスタマーハラスメントとは?

- ・顧客等から就業者に対する、著しい迷惑行為であり、就業環境を害するものです。
- ・著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫その他の違法な行為または正当な理由がない過度な要求、暴言などの不当な行為です。

カスタマーハラスメントに該当する具体的な行為とは?

以下のような行為は、カスハラに該当する可能性があります。働く人への意見や要望の伝え方を工夫するなど、積極的にカスハラ防止に努めましょう。

- ・人格を否定する言動
- ・電話等での拘束、わいせつな言動
- ・長時間の居座り、つきまとい行為
- ・SNSで顔や名札を晒す、名指しして中傷

▶広報東京都2025年4月号より抜粋

お問い合わせ：東京都産業労働局労働環境課 03-5320-4620

商工会

事業のご案内

融資の斡旋

運転資金、設備資金にご利用いただける【無担保】【無保証人】で融資が受けられるマル経融資の斡旋が可能です。詳しくはお気軽に商工会までご相談ください。(一定の借入条件あり)

経営のお手伝い

店舗レイアウト、販路開拓などの経営全般のご相談、記帳や決算・確定申告などの税務のご相談、経営上のトラブル相談や事業承継や補助金の活用など専門家による無料相談が受けられます。

地域活動のお手伝い

市民まつりなどの地域イベントを主催、協力。ウェブサイトなどで地域のお店やイベント情報を発信。地域の特産品およびサービスの開発、地域に人を呼込むためのお手伝い etc

商工会加入のメリットは？

経営のお手伝いや地域活動のお手伝い、また資金が必要な際に融資の斡旋が受けられます。

無料経営相談

地域の総合振興

資金融資の斡旋

経営相談は全て無料!経営革新等支援機関の認定を受けておりますので安心してご活用いただけます。また、**運転資金や設備資金、開業資金にご利用いただける事業資金融資・開業資金融資の斡旋**を受けることができます。

※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は、商工会長推薦により経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

第24回 稲城阿波おどり大会 進行表

スタート 時間	第1会場 弁天通り	スタート 時間	第2会場 ランド北通り	スタート 時間	第3会場 駅前演舞場
		17:50	交通安全パレード	17:20	開会式
18:00	稲城第七山・夜見月道 太田村孝昭	18:00	むつみ連	18:00	まどもの森連
18:05	三鷹商工連	18:05	東京新のんき連	18:06	創作舞踊集団 寶 船
18:10	乙牧連	18:10	東京英連		
18:15	波牧連	18:15	びっくり連	18:17	むつみ連
18:20	志留波阿連	18:20	稲城第七山・夜見月道 太田村孝昭		
18:25	八玉手 千人連	18:25	三鷹商工連	18:28	東京新のんき連
18:30	創作舞踊集団 寶 船	18:30	まどもの森連	18:39	稲城第七山・夜見月道 太田村孝昭
18:35	東京英連	18:35	乙牧連	18:45	三鷹商工連
18:40	びっくり連	18:40	波牧連		
18:45	むつみ連	18:45	志留波阿連		
18:50	まどもの森連	18:50	八玉手 千人連	18:56	三鷹商工連
18:55	東京新のんき連	18:55	東京英連		
19:00	波牧連	19:00	創作舞踊集団 寶 船		
19:05	志留波阿連	19:05	びっくり連	19:07	八玉手 千人連
19:10	稲城第七山・夜見月道 太田村孝昭	19:10	むつみ連	19:18	東京英連
19:15	三鷹商工連	19:15	まどもの森連		
19:20	創作舞踊集団 寶 船	19:20	波牧連	19:29	びっくり連
19:25	乙牧連	19:25	東京新のんき連		
19:30	八玉手 千人連	19:30	志留波阿連	19:40	波牧連
19:35	むつみ連	19:35	稲城第七山・夜見月道 太田村孝昭		
19:40	まどもの森連	19:40	創作舞踊集団 寶 船	19:50	志留波阿連
19:45	東京英連	19:45	三鷹商工連		
19:50	東京新のんき連	19:50	乙牧連		
19:55	びっくり連	19:55	八玉手 千人連		
20:00	〈終了〉	20:00	〈終了〉	20:00	〈終了〉

めさせ、活力ある稲城市商店街

第24回 稲城阿波おどり大会

2025年 9月6日(土) 午後6時~午後8時

会場 京王線 京王よみうりランド駅下車
弁天通り / ランド北通り / 京王よみうりランド駅前広場

【会場マップ】

小雨決行

【主催】稲城市商店会連合会
【後援】稲城市商工会 稲城市
【運営】稲城阿波おどり大会実行委員会

【お問い合わせ】稲城市商店会連合会 042-377-1696 (稲城市商工会)

会場周辺は交通規制が実施され、近隣道路は渋滞が予想されます。会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。